

# 平成 18 年度 森林整備革新的取組支援事業募集要領

はじめに

全国森林組合連合会（以下「本会」という）は、平成 18 年度に林野庁が実施する革新的施業技術等取組支援事業のうち、本会が実施する森林整備革新的取組支援事業（以下、「本事業」という。）について下記の要領で募集します。

## 1. 事業の目的

森林所有者の森林整備意欲の低下が顕著になっている中で、森林所有者による森林整備を確保していくためには、林業の採算性の向上を図ることが不可欠であることから、これを実現させるためには、森林施業や生産・流通コストの徹底した縮減、木材の付加価値の向上、施業の集約化・団地化に意欲的な地域の林業生産活動の中核となる林業事業体の育成、林業事業体・木材加工業者等の連携による木材の安定供給と利用の拡大、路網や高性能林業機械など基盤整備、を集中的かつ総合的に推進していくことが重要となります。

このため、林野庁では、平成 18 年度から利用可能な資源状態にある人工林が、まとまって存在する地域を選択し、全国のモデル地域として、これらの施策を総合的に講じる「新生産システム」を展開し、林業の再生に取り組むこととしています。

本事業は、この「新生産システム」の下、森林施業や木材生産の抜本的なコストダウンに資する施業技術の試行的実施を図る取組に対する支援を通じて、当該地域における林業コスト全般の縮減を図り、「新生産システム」を支えるものです。

## 2. 応募要件

### (1) 応募対象となる地域の要件

新生産システムモデル地域を対象とします（別紙参照）。

### (2) 応募者の要件

新生産システムモデル地域内で活動を行う森林組合、造林・素材生産業者、林研グループ、森林所有者、林業技術・研究機関（ただし、地方公共団体の機関を除く）等とします。

## 3. 助成内容及び助成対象経費

### (1) 助成内容

応募者の活動する地域において実績は乏しいものの人工林施業の抜本的なコストダウンに資すると認められる施業技術を試行的に実施するために必要な経費を助成します。

### (2) 助成対象経費

試行的実施にかかる、技術者給、賃金、謝金（会議出席等に対する謝金）、旅費（技術指導、現地調査等に必要な旅費）、使用料及び賃借料（林業機械損料、林業機械レンタル料(1/2)等）、需要費（印刷製本費、消耗品費等）、役務費（労災・森林保険、機械・通信運搬費等）、備品・資機材購入費（苗木代、燃料費等）が対象になります。

助成率は、林業機械レンタル料については 1/2 以内、それ以外は全額助成となります。

また、助成限度額は、原則として 1,000 万円とします。

#### 4. 応募要件

事業の高い波及効果を確保するために、下記の事項を応募の要件とします。

- (1) 林業普及指導機関の推薦等を得ていること
- (2) 実施箇所を活用した普及活動などが予定されていること
- (3) 事業を拡大する予定地が確保（試行実施規模の概ね2倍以上）されていること

#### 5. 選定審査

##### (1) 審査方法

本会が設置する森林整備革新的取組支援事業選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）の審査を経て選定します。選定審査委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問合せを行う場合があります。また、選定に当たって、直接申請者から事業の説明を受ける場合があります。

##### (2) 審査結果の通知

審査の結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について一般に公表します。

#### 6. 助成期間

本事業の実施期間は、助成金の交付を決定した日から平成19年3月20日までとなります。

#### 7. 助成の実施に関わる事項

- (1) 選定通知を受けた後に、助成金交付申請書を提出していただきます。
- (2) 助成を受けた者は、本事業完了後に事業実績報告書を提出していただきます。
- (3) 助成を受けた者は、本事業終了後5年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等について保存していただきます。

#### 8. 応募に必要な書類

- (1) 所定の応募申請書を提出して下さい。

応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

- (2) (1)の応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することもできます。
- (3) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

#### 9. 募集期間

応募の受付は平成18年5月1日（月）から6月9日（金）まで行います（応募締切当日消印まで有効）。

## 10. 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の提出先及び事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参又は郵送、運送することとします。

## 11. その他

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、取組状況について報告して頂くことがあります。また、施業技術の普及のため、発表会への参加、事例集の作成、視察の受入れ等の協力依頼をすることがあります。

平成 18 年 5 月 1 日  
全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 森林整備革新的取組支援事業担当事務局（担当者：桑山、淡田）  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号  
TEL：03-3294-9719 FAX：03-3293-4726  
E-mail：[awata@zenmori.org](mailto:awata@zenmori.org) URL：<http://www.zenmori.org/>  
※ホームページから募集要領や申請書様式を入手することができます。

## モデル地域一覧

新生産システムモデル (基本構想)名	都道府県	対象区域	
		対象流域	対象市町村
秋田	秋田県	米代川、雄物川、子吉川	秋田県全域
奥久慈八溝	福島県	阿武隈川※ 奥久慈	白河市一円、西白河郡一円 東白川郡一円
	茨城県	八溝多賀	日立市一円、常陸太田市一円、高萩市一円、 北茨城市一円、常陸大宮市一円、久慈郡一円
岐阜広域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曾川	岐阜県全域
中日本圏域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曾川	岐阜県全域
	愛知県	尾張西三河、東三河	愛知県全域
	三重県	伊賀、北伊勢、南伊勢、尾鷲熊野	三重県全域
岡山	岡山県	高梁川下流、旭川、吉井川	岡山県全域
四国地域	徳島県	吉野川、那賀・海部川	徳島県全域
	愛媛県	東予 中予山岳	新居浜市一円、西条市一円、四国中央市一円 上浮穴郡一円
	高知県	四万十川	須崎市一円、宿毛市一円、土佐清水市一円、 四万十市一円、高岡郡のうち佐川町・越知町 及び日高村を除く地域、幡多郡一円
		嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
高知中央・ 東部地域	高知県	嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
		高知	高知市一円、南国市一円、香南市一円、香美 市一円
		安芸	室戸市一円、安芸市一円、安芸郡一円
熊本	熊本県	白川・菊池川、緑川、球磨川、天草	熊本県全域
大分	大分県	大分北部、大分中部、大分南部、大分西部	大分県全域
宮崎	宮崎県	五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川	宮崎県全域
鹿児島圏域	鹿児島県	北薩、始良、南薩、大隈、熊毛	奄美大島流域(奄美市一円、大島郡一円)を除く鹿児島県全域

※当該区域のうち、福島市一円、郡山市一円、須賀川市一円、二本松市一円、田村市一円、伊達市一円、伊達郡一円、安達郡一円、岩瀬郡一円、石川郡一円、田村郡一円を除く地域